

令和4年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 共生社会推進課

令和5年5月

目次

1 令和4年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

(1) 実地指導の実施状況

(2) 実地指導の結果

資料1-1 令和4年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況一覧

資料1-2 令和4年度指定障害児通所支援事業者等指導監査実施状況一覧

(3) 主な指摘事項

(4) その他留意事項

資料1-3 障害福祉サービス事業等の適正な運営について

2 「感染症対策指針整備の義務化」と「BCP作成の義務化」について(令和6年度から義務化)

3 各種届出に係る注意事項について

(1) 変更の届出

(2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合

(3) 廃止・休止届、再開届

資料1-3 障害福祉サービス事業等の適正な運営について(再掲)

(4) 各種書類のダウンロードについて

4 その他連絡事項

5 参考資料掲載ホームページアドレス

1 令和4年度の実地指導等の結果及び運営に関する留意事項について

実地指導は、よりよいサービスの提供を行っていただくことを目的として行っており、改善が必要な事項に対する指導やよりよい支援等を促す助言等について、根拠規定や趣旨や目的等について説明を行いながら事業者等との共通認識が得られるよう取り組んでいるところです。

次のとおり、今年度の実施状況及び指摘事項等をお知らせしますので、参考にしてください。

(1) 実地指導の実施状況

- ・実施期間: 令和5年2月から3月
- ・実施事業所数: 24事業所

(2) 実地指導の結果

- ・文書指摘を行った事業所: 22事業所
- ・口頭指摘のみの事業所: 2事業所
- ・指摘なしの事業所: 0事業所
- ・指摘内容及び改善状況一覧: [資料1-1](#) [資料1-2](#)

(3) 主な指摘事項

指摘が多かった項目は次のとおりです。

・運営規程

→運営規程及び重要事項説明書の整合性がとれない。

(改善方法)

運営規程、重要事項説明書または利用契約書を変更した際は、それぞれに同一の内容が記載されている項目も変更されているかどうか確認してください。

また、運営規程に虐待防止委員会の設置について、記載のない規程が散見されたので、かならず記載することとし、適切に運営してください。

なお、運営規程を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

・虐待の防止について

→虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない。

(改善方法)

虐待防止のための指針を整備し、虐待防止委員会の設置、委員の任命、委員会の定期的開催を行うこと。

併せて委員会の内容を従業者へ周知徹底すること。

また、運営規程に虐待防止委員会の設置を記載すること。

※参考資料: 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

厚生労働省: <https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

・身体拘束等の禁止について

→身体拘束の適正化を図るための措置が講じられていない。

(改善方法)

身体拘束等を行う可能性のある利用者については、あらかじめ個別支援計画にその態様及び時間等を

記載し、親族への同意をえること。

身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束への適正化のための対策を検討する委員会の設置、委員の任命、委員会の定期開催及び委員会の内容を従業者へ周知徹底すること。

※身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、令和5年4月1日からは、すべてのサービスが減算対象となります。

・サービス提供の記録

→サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。

(改善方法)

サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記載した記録をその都度作成し、利用者の確認を得ること。

また、個別支援計画の作成(見直し)において、サービス管理責任者等は計画原案を作成のうえ、サービスの提供にあたる担当者等に意見を求める必要があります。その過程を記録し、残すようにしてください。

なお、計画作成の業務は、適切に実施していなければ、場合によっては減算対象となります。適切に作成していることを説明できるよう、必要な記録を残すようにしてください。

・勤務体制の確保等

→職員の勤怠管理が不十分である。

(改善方法)

月ごとにすべての従業者の勤務体制を定め、従業者の日々の勤務時間、勤務場所等を明確にするとともに、勤務実績を管理し、人員基準及び加算要件を満たしているか確認すること。

また、事業所ごと、職種ごとに従業者の勤務体制を定め、勤務実績を管理すること。

(4)その他留意事項

今年度の主な指摘事項は上記のとおりですが、実地指導以外の場面においても、様々な意見や苦情が寄せられています。

先日、資料1-3のとおり、運営法人宛てに通知をしているところですので、サービスの提供及び運営に関して今一度点検をお願いします。

なお、自己点検表をホームページ上に掲載していますので、定期的に点検を行う等ぜひ活用してください。

【ホームページ掲載箇所】

○障害福祉サービス事業者

とリネット>障がい福祉課>ホームページ左側「その他」>指定事業所等について>指導監査関係

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256708.htm>

○障害児通所支援事業者

とリネット>子ども発達支援課>ホームページ左側「関係法令、通知(報酬・加算等)、指導監査」>指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査

<https://www.pref.tottori.lg.jp/101066.htm>

2 「感染症対策指針整備の義務化」と「BCP策定の義務化」について(令和6年度から義務化)

令和3年度の障害者福祉サービス等報酬改定において、すべての障害福祉サービス等事業者は、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備」及び「業務継続計画(BCP)策定」が義務化されました。いずれも経過措置として令和6年3月31日までの期間が設けられています。

各事業所におかれましては以下の資料を参照の上、当該指針及びBCPの策定に取り組まれるようお願いいたします。

○感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き

<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/145459.pdf>

○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

※すべて厚生労働省のHPから引用

3 各種届出に係る注意事項について

(1) 変更の届出

事業所の名称、所在地、管理者・サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の氏名及び住所、平面図、運営規程等の変更届出事項に変更があった場合、**変更から10日以内**に所定の様式により変更内容を届け出てください。

(2) 介護給付費等の請求に関する変更の場合

①加算等を新たに算定する場合、又は、加算等の算定される単位数が増える場合

毎月15日までに届出があった場合は翌月から加算等の適用になりますが、16日以降の届出については翌々月からの適用になります。

②加算等の算定される単位が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

加算等の単位数が減る(又は算定されなくなる)事実が発生した日から算定を行うことができません。この場合、速やかに変更届け出を提出してください。

(3) 廃止・休止届、再開届

事業を廃止、休止しようとするときは**1月前までに**、休止した事業を再開したときは再開から**10日以内**に「廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

なお、廃止・休止にあたっては、引き続きサービス提供を希望する者に対し、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う必要があります。届出の提出にあたっては、現利用者に対して責任ある対応を行ったことを確認しますので、下記事項を記載した書類をあわせて提出してください。

特に、今年度は、計画相談事業者へ事前に廃止の連絡をしないまま利用者に直接説明したことへの意見が入っています。利用者に関係のある他の事業者等との連絡調整をしっかりと行ってください。(資料1-3)

- ・現にサービスを受けている者に対する措置(措置の内容については、支援記録等で確認します)
- ・現にサービスを受けている利用者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、サービスを継続的に提供するほかの事業者の名称

(4) 各種書類のダウンロードについて

届出事項の変更、加算の申請書類などの各様式は、県ホームページに掲載しています。提出にあたっては、最新の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

【ホームページ掲載箇所】

とりネット>西部総合事務所県民福祉局>ホームページ左側「各種手続きに関すること(障がい・介護事業関連)>「指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定障害児通所支援事業」>1 事業者の指定申請・変更等

<https://www.pref.tottori.lg.jp/72387.htm>

4 その他連絡事項

障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、全ての指定障害福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービスの内容等を報告することが義務付けられました。令和5年度の報告については、下記のとおり報告をお願いします。

(報告期間)

令和5年5月1日から令和5年7月28日まで

(報告方法)

「障害福祉サービス等情報公表システム」へログインし、「事業所詳細情報」の報告を行ってください。

ログインIDとパスワードは各事業者宛てに通知していますが、不明な場合は連絡をお願いします。

<参考>

前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算の一覧(主なものを掲載しています。早見表としてご活用ください。)

○障害福祉サービス事業

事業名	訪問系	療養 介護	生活 介護	施設 入所	自立 訓練	就労 移行	就労A	就労B	就労 定着	共同生 活援助	地域 移行
基本報酬・加算						●	●	●	●		●
移行準備支援体制						●					
視覚・聴覚言語障害支援体制			●	●	●	●	●	●		●	
重度支援体制							●	●			
就労移行支援体制			●		●		●	●			
就労定着実績体制									●		
人員配置体制		●	●								
通勤者生活支援										●	
特定事業所	●										
目標工賃達成指導員								●			
夜勤職員配置体制				●							
夜勤支援等体制										●	
重度障害者支援			●	●							

○障害児通所支援事業分

事業名	児童発達支援	放課後等デイサービス	福祉型障害児入所施設
基本報酬・加算			
未就学児等支援区分	●		
看護職員加配加算	●	●	
看護職員配置			●

5 参考資料掲載ホームページアドレス

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- (2) 障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- (3) 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- (4) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/content/0009444498.pdf>